

オケージョナル・ペーパー No.97

明治 12 年甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析

2019年3月

法政大学

日本統計研究所

明治 12 年甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析

森 博美*

はじめに

維新政府の存立基盤までも揺るがした西南戦争終結のわずか 2 年後、明治 12 年末日を期して一つの人口・世帯調査が実施された。太政官権大書記官杉亨二の手になる「甲斐国現在人別調」(以下、「甲斐調査」と略称)がそれである。現在国勢調査を所管する統計局の正史の一つは、大正 9 年の第 1 回国勢調査を 40 年以上も遡る時期に実施されたこの調査を、「本邦国勢調査の濫觴」〔総理府統計局 1951 2 頁〕として位置づけている。また、わが国を代表する統計史研究家の一人として知られる鮫島龍行は、「甲斐調査」での家別表の採用を「表式調査から近代的な調査票形式、いわば点計調査形式への最初の移行」〔鮫島 1971 59 頁〕とし、前近代的性格を強く持つ職分表に代わって「生業形態が支配的な社会における産業分化」を反映した職業分類が採用〔同 46 頁〕されたことから、この調査が「明治草創期のわが国官庁統計に深くまつわりついていた前近代性を、明治 12 年というきわめて早い時期に鋭く切断した」〔同 39 頁〕のものであると高く評価する。

後世、このような評価が定着する一方で、「甲斐調査」から得られたデータそのものについては杉本人も、「此表(「甲斐調査」の結果報告書である『甲斐国現在人別調』(以下、『人別調』と略称)所収の集計結果表—引用者)は数字にて記しあれば人骨を見るやうにて面白からぬことにや誰も顧みるものとても無く、七八年の間山野に暴しあるも同様の姿・・・」〔世良編 1902 163 頁〕と述懐しているように、その利用面で広く衆目を集めることはなかった。これは、全国を版図とした「現在人別調」実施に向けた準備調査的なものであったとはいえ、「甲斐調査」が現在の山梨県という一行政区のみを対象とした地域調査であり、また把握の対象とされた人口概念もその後実施されることになる国勢調査のような現在人口でも常住人口でもない本籍者と有世帯寄留者のみを対象とした特異な人口であったことから後年の国勢調査結果とは直接比較できないといった事情によるものである。

そのような中、明治 30 年から大正 5 年まで 20 年にわたって内閣統計課長・局長の地位にあった花房直三郎は、当初 38 年を期して第 1 回調査を実施するとされていたものが日露戦争の勃発等の事情で延期される中、43 年実施の実現に向けた民意高揚のための活動の一環として統計学社総会において 40 年に「明治 12 年末の甲斐国」という演題で数回にわたる講演を行ない、その講演記録が同社の雑誌『統計集誌』に連載されている。

これらの講演の中で花房は、『人別調』所収のデータに基づき当時の甲斐国に関しての詳細かつ多岐にわたっての分析結果を報告している。彼の分析は、その後の国勢調査では見られない「甲斐調査」独特の統計概念に基づくデータの吟味を踏まえたものであり、明治 12 年当時の甲斐国における社会・経済の発展状況に照らして『人別調』の結果データを読み解くものとして、単に歴史の一齣としてだけでなく今日的視点からもなお極めて興味深い数多くの知見を提示している。

『人別調』のデータがいくつかの点で利用上の制約を持つとはいえ、調査それ自体は甲斐国全管

* 法政大学名誉教授・日本統計研究所名誉研究員

1) 『統計学雑誌』第 253、254、255、259、261、262、263、264 号所収

において統一的な方式に従って実施されたものであることから、それには何らかの意味で当時の甲斐国の実態を反映しており、域内の地域間比較分析といったような分析目的には十分応えうるものであると考えられる。そのような問題意識に立ち筆者は、[森 2019a]と[森 2019b]において、『人別調』の特に生国データに注目し、花房による分析結果の再検証ならびに若干の追加的考察を行った。そこで今回は、『人別調』の職業別データを用いて当時の甲斐国における職業面での地域間の特徴を明らかにしてみたい。

以下、第 1 節では『人別調』の収録データの中で今回の分析に使用する職業に関する結果表並びに就業者の範囲の特定を行う。次に第 2 節では、花房が講演で紹介している職業データに基づく分析の中で特に本業に関する分析結果の概要を紹介する。『人別調』に収録されている職業データについてここで特筆すべき点として、それが詳細な職業区分による全数集計結果が甲斐国全管だけでなく郡別の地域集計が与えられていることが挙げられる。さらに今回分析に用いる職業別集計については、甲斐国の中でも特に都市的性格を持つ地域として甲府地区が特掲されている。そこで第 3 節では、全管と甲府の結果数値を用いて都市的性格の強い職種を抽出し、従業構造に見られる都市性という観点から各郡に見られる地域間の差異を評価することによって地域(郡)の類別化を行う。そして第 4 節では甲府以外の村落地域において主として観測される職業を非都市的職種として、それへの従事者の地域的分布に見られる地域的特徴から明治 12 年当時の甲斐国における従業構成に投影された分業進展の実態にもアプローチしてみることにしたい。

1. 分析に用いる職業に関する結果表と就業者の範囲

(1) 『人別調』における職業別集計結果

表1は、『人別調』に収録されている職業に関する結果表を一覧したものである。

表1 『人別調』の職業別集計

集計結果表		表章地域単位		
		全管	甲府	郡
職業第1表	本業による職業別従事者数(男女) ^(#1)	○	○	○
職業第2表	一人前ニ足ラサル者の年齢 ^(#2) (男女・14区分 ^(#3))	○		
職業第3表	本業(14区分 ^(#3))別兼業(男女)	○	○	○

(#1) 「一人前ニ足ラサル者」を特掲

(#2) 10歳未満、10～15歳は各歳、15～100歳は5歳階級による

(#3) 農作、飲食、身装、建物、家具、織物、金物、其他ノ製造、商業、通達融通、宗教、医術、学術、其他

『人別調』の職業データで中心的な結果表が、680 の職種について男女別に本業従事者数を掲げた「職業第 1 表」である。なお、この表では、未熟練や短時間就業等の理由で生計を維持するだけの稼得に達しない「一人前ニ足ラサル者」が男女の内訳とともに別掲されている。また「職業第2表」は、この「一人前ニ足ラサル者」を男女・年齢別に示したものであり、これからこのカテゴリーとして類別された従事者のおよその特徴を窺い知ることができる。最後の「職業第3表」は、17 に大区分²された産

² 高橋二郎の「明治 12 年末甲斐国現在人別調顛末」には、本業・兼業表の作成について、次のように記されている。「兼業に至りては之を各本業と並べ掲ぐるときは縦横巨大の数となりて取扱便ならざれば本業は西八代郡の経験にて定めたる 18 分類に據りて本業の方を一々擧ぐることとせり」[高橋 1905 111 頁]。これによれば、当初、職業は 18 に大区分されていたと推察される。

業のうち「公役」、「教育」、「遊芸」を除く 14 の本業従事者による兼業状況を一覧したものである。

一方、職業データの地域別表章については、甲斐国における「一人前ニ足ラサル者」が男女それぞれ 2,986 人、3,031 人に留まることから、「職業第 2 表」については全管のみによる結果表章となっており、『人別調』には郡別の結果表は収録されていない。なお、『人別調』の職業データの地域別表章で注目されるのは、「職業第 1 表」と「職業第 3 表」について、全管、各郡(9 郡)、さらには甲斐国の中でも特に都市的な性格³を持つ甲府を特掲した表が収録されていることである。

『人別調』に職業データとして収録されている職業概念に関する本格的な検討については別の機会に譲るが、「その細分類項目は、・・・だいたいにおいて個人がいとむ仕事、すなわち労働の同質性によって区分されているかにみえ」、「大分類項目は産業的区分」〔相原・鮫島 1971 43-44 頁〕となっている。このことは、関連する職業項目を統合することで、人々が従事する職業データから産業別の従事者構成に近いものを捉えることができる。そこで今回の甲斐国内での産業構成面での地域別比較にあたっては、表 1 に「職業第 1 表」として掲げた職業データの郡別表章並びに甲府についての特掲データを用いることにした。

(2)「自宅ノ用ヲ足ス程ノ業」従事者の除外

「甲斐調査」では、人々の従業状況の把握に際してその後の国勢調査には見られない独特の言い回しを持ついくつかの用語が使用されている。それらは、『人別調』における職業概念を規定するとともに職業データを用いた分析にも少なからず影響を及ぼしうる。

「甲斐調査」では従事する職業について、本業だけでなく同時に兼業を営む者についてその職種を調査している。さらに『人別調』の「人別調人心得并家別表書込雛形」によれば、<職業ヲ調フル心得>として「自宅ノ用ヲ足ス程ノ業」についても把握すべき就労形態として主に女子による自家用の労働についても、「職業者ニ非ラストイヘトモ縫針ヲ為シ機ヲ織リ自宅ノ用ヲ足ス程ノ婦女ハ皆之ヲ書き載セ業名ノ肩ニ印ヲ附ケテ本職ノ人ト分ツヘシ。譬ヘハ針仕事ナレハ(○針仕事)ト書スルカ如シ」〔『人別調』16 頁〕として従事している仕事の種類を把握している。このような「自宅ノ用ヲ足ス程ノ業」について『人別調』の「職業第 1 表」には、農作等ニ係ル業(○養蚕)、身装ニ係ル業(○縫針)、織物等係ル業(○製絲、○生絲製造、○機織、○木綿絲採、○綿繰、○篠巻振、○麻絲採)といった主に女子を中心とした従事者数が記載されている。この種の労働については、それが主に自家消費の用途に向けられたものであると考えられることから、今回の分析では職業従事者の対象外として扱った。

2. 職業データに基づく花房の分析結果

内閣統計局長花房直三郎は、明治 40 年の統計学社総会での一連の講演の最終回を職業データによる分析結果の報告に充て、各種の集計に基づく興味深い考察結果を提示している。彼の職業分析の内容は多岐にわたり、その中には「職業第 3 表」を用いた本業と兼業の関係の分析など、兼業の実態把握という点で今日とはまた異なる次元で示唆的な内容を持つものも部分的に含まれている。これについては機会を改めて考察することにして、本節では「職業第 1 表」に関係した分析に絞って、花房による職業分析の特徴をひとまず概観しておくことにする。

³ 『人別調』は郡別の結果表とは別に甲府を特掲表章した理由を次のように記している。すなわち、「市街ト村落トハ住家ノ模様職業ノ種類等自ラ其有様ヲ殊ニスルニ因リ随テ其調モ亦異なる者多シ甲府ニ市街ハ西山梨郡ニ在ルヲ以テ其中ヨリ更ニ拔出シテ之ヲ左ニ掲ク」〔統計院 1882 150 頁〕と。

花房による職業分析で中心テーマの一つとなっているのが「職業に対する女子参加」状況の検討である。この点について彼は 17 の職業大区分レベルで従業者の男女比(%)を算出し「織物等」、「其の他の業」、「其の他の製造」、「身装」を「最も女子に適當なる職業を包含」〔花房 1908c 63 頁〕する産業であるとしながらも、「各科目(大区分—引用者)は数種の職業を包含せるものなるが故に科目総計の上に於ける男女参加の比例は類集の方法如何に依りて大に其の趣を異にすべし。乃ち職業に対する女子参加の真相は職業の細目を視て始めて之を判定するを得べきなり」〔同 63 頁〕として 680 区分の細目レベルで女子の職業従事状況の検討が必要であるとしている。

職業を細目レベルで検討した結果彼は、いわば小分類レベルで「機織及製絲の二工業は之を女子工業と見るべく木綿絲採之に次ぎ其の他は殆むど女子工業として擧ぐるに足らざるを知るべし」〔同 64 頁〕とし、また最も多数の女子が従事する農業の中では「養蠶」を女子の卓越的就業が見られる職種〔同 65 頁〕とするとともに、女子が中心的に従事する職種を次の二つのタイプに分類している。

表2 女子の従業が卓越する職業

(a)女子専門の職業	製絲、機織、木綿絲採、洗濯、女髮結、紙干、楮皮剥、苧織、炊爨、養蠶、産織、産婆
(b)男子の補助として従事する職業	仕立職、草履及草鞋造、兒守、養蠶以外の農業、商業、使雇、荷持雇、水車業、豆腐製造、按摩等

〔花房 1908b 65頁〕より作成

女子従業についてのこのような区分結果に基づき花房は、「婦人特種の職業」に関して、当時の甲斐国においては「養蠶、製絲、機織以外殆むど特別に婦女の職業として見るべく發達せる職業は當時曾て之あざりしなり」〔同 66 頁〕と結論づけている。このように花房が「職業第 1 表」のデータの中でも特に女子の従業が顕著な職種の抽出に関心を寄せたのには次のような事情がある。

〔森 2019a〕、〔森 2019b〕でもすでに紹介したように、花房は第 1 回講演で甲斐国における生国別集計結果から同国への移動に関する考察結果を論じた際に、特に接境 4 国(駿河、信濃、相模、武蔵)からの女子移転(移動)と女子の職業従事との関係について、次のような分析課題を提起している。すなわち、「接境四箇国生の者に就て男女を区別すれば女の数は却て男より多し。是れ隣村的交通に於て婚嫁は此の数を支配するの一因たるを以てなり。尚職業が如何に之に影響するかは職業を既述する場合に於て論及する所あるべし。」〔花房 1907 148 頁〕と。

以上のような課題設定を受けて、彼の「職業第 1 表」による職業分析は、「接境四箇国よりする女子移轉の特徴と女子職業との間に於ける関係の有無」〔花房 1908d 101 頁〕の考察に焦点を当てたものとなっている。特に甲斐国では「養蚕機織製絲の如き女子特有の職業の發達」が顕著であることから、彼は「女子の移轉に於ける特徴と是等(養蚕機織製絲—引用者)女子特有の職業の間に何等か相関連するものなきや否や」〔同 101 頁〕の検証を行っている。

彼はまず郡別に男女別人口、男女別の接境 4 国生数、織物等への女子従事者数、養蚕への女子従事者数、紙干苧織等への女子従事者数からなる表を作成し、接境 4 国生数の多寡との関係を郡別に確認している。なおそこでは花房は、紙干あるいは苧織職もまた主として女子が従事する職種として取り上げている〔花房 1908c 64 頁〕。

その結果は、甲斐国でも特に郡内(南・北都留郡)のように両者の間に明瞭な相関が認められる地域が存在する一方で、東山梨郡や東八代郡のように女子の従事が顕著な職種からなる産業の広範な發達が見られるにもかかわらず女子の流入移動者が比較的少ない地域、さらには南・北巨摩郡のようにこの種の産業の發達が殆ど見られないにもかかわらず接境 4 国からの女子移動が顕著な地域

も認められるとしている。

さらに花房は、男女別に算出した 4 国生率(4 国生者数/人口)、4 国生者における男女比(女/男)、織物等の職種や養蚕への女子の従事者、さらに峡南(南巨摩・西八代郡)についてはそれに紙干・苧織方を加えた従事者数の郡別比較表作成し、女子の移動率とこういった職種への女子の従事状況との対応関係を考察している。ただ、ここでも両者の間には明瞭な対応関係は見出すことができず、その結果、4 国生女子が男子に超過する南巨摩、南都留、北都留、北巨摩 4 郡において「女子の轉入を支配するものは一般の原因にして特種の職業にあらざるを見るべし」[同 103 頁]と結論づけるとともに、そこでの分析結果を次のような形で集約している。すなわち、

(1) 各郡に於ける四國生男子の数の多少は其の四國生総数の多少に準ず。女子も亦同じ。

(2) 接境四國と交通多き郡に於ては男総数に對する四國生の歩合に比して女総数に對する女四國生歩合高歩なり。之に反して接境四國と交通少なき郡に於ては男総数に對する男四國生の歩合に比して女総数に對する女四國生の歩合低歩なり。

(3) 前二項に依て四國生女子の四國生男子より多き原因は主として接境交通一般の原因中に存するものと結論すべきが如し。

(4) 四國生女子超過の四郡に就て女子参加の歩合を見るに其の高低は四郡の接境交通の多少と相一致せず是れ則ち一般の原因の範囲内に於て四郡特殊の原因あるを示すものと推測すべきが如し。

(5) 然れども此の特種の原因が職業にありとは未だ遽に断定すべからず。何となれば特種の職業に従事する女子の多少と女子四生参加歩合の高低と相一致せざればなり。[同 103-4 頁]

として、彼は最終的に「女子特種の職業と女子四國生参加との関係は結局不詳に帰せり」[同 104 頁]と結論づけている。

花房の「職業第 1 表」による分析の主たる目的は、養蚕、織物、紙干、苧織といった「女子特種の職業」と「女子四國生参加」との関係郡別データによって明らかにするというものであった。そのため彼がそこで行った職業データによる郡間比較も、専ら両者の照応関係の有無の検討といった分析視角からのものであった。なお、この点に関して筆者が移動選好度を用いて行った分析結果については、[森 2019b]を参照されたい。

ところで花房は「明治 12 年末の甲斐國」と題した一連の講演を終えるにあたり、「補遺」としてそこで自らが行った分析の性格さらには『人別調』に所収されているデータの分析資料としての意義について次のように指摘している。すなわち、「本講演は主として其の材料を全管の部に採り各郡の部に渉るを避けたりと雖全管の結果は固と各郡の総計なり。平均なるが故に此の総計平均を各郡に解剖するにあらざれば其の総計平均の眞價を知り難きものあるは本講演中既に屢々その實例に遭遇せり。即ち全管と各郡とを併述して始めて甲斐國當時の状態を詳悉すべきなり」[花房 1908d 105 頁]と。『人別調』のデータに対してこのような分析視角もまた併せ持つ花房は、「人別調の原書に於ては各郡に就き殆むど全管と同一規模を以て各種の事項を掲載せるが故に其の材料に於ては殆むど缺く所なし」[同 105 頁]として、「各郡に関する重要な数を数種の一覽表」を講演時に配布している。そこには女子職業の各郡配置など「極めて趣味あるべきを想像せしむるに足る」内容のものが含まれていたとされている。しかしながら、「予今は専ら之に従事するの暇なき」を理由にその時の講演では特に触れられていない。なお、残念ながらこれらの配布資料の内容については、講演記録[花房 1908d]にも収録されていない。

そこで以下では、「職業第 1 表」による「一人前ニ足ラザル者」を含み、「自宅ノ用ヲ足ス程ノ業」として結果表に「○」を付して掲載されている 9 職種従事者を除く本業従事数データを用いて、職業構成の面から当時の甲斐国内の各地方における都市化の進展状況等について検討してみたい。

3. 職業データによる地域の都市性、農村性の計測

「職業第 1 表」の全管データによれば、当時の甲斐国では本業従事者 233,548 人のうち 193,338 人が「農作等ニ係ル業」を職としており、農業従事者率は実に 82.8%に昇っていた。このように明治 12 年当時の甲斐国経済は、その圧倒的な部分が農業部門によって担われていた。甲斐国全体が農業を主要産業とする経済の発展段階にある中で『人別調』は、「市街ト村落トハ住家ノ模様職業ノ種類等自ラ其在様ヲ殊ニスルニ因リ随テ其調モ亦異ナル者多シ。甲府ノ市街ハ西山梨郡ニ在ルヲ以テ其中ヨリ更ニ拔出シテ之ヲ左ニ掲ク」〔統計院 1882 150 頁〕として、全管、各郡による集計結果に加えて甲府による集計表を特掲している。

上の甲府地区を結果表章において特掲した理由にも示されているように、未だ農業部門が全管的に支配する甲斐国にあっても甲府地区については多少都市的な発達が見られ、同地区が所在している西山梨郡内の他地域あるいは他の各郡内における集住地域⁴⁾などは都市化の発達程度において明らかに一線を画しているものと思われる。地域の都市(「市街」)的、農村(「村落」)的性格はそれぞれの地域において人々が従事する職業構成にも多かれ少なかれ反映されるものと思われる。そこで本節では、「職業第 1 表」に掲げられた 671⁵⁾の本業の職業項目の中から特に甲府地区において卓越する職種群を「都市的」性格の職種としてまず抽出し、それ等の職種への従事者割合に従って甲斐国内の各郡を相対的に市街地(都市)的性格の強い地域とより村落(農村)的性格を濃厚に持つ地域とに区別することで、同国における都市化の進展状況に見られる地域差の特徴を考察してみたい。

(1) 比較対象地域

表1にも示したように「職業第 1 表」の職業データについては、全管さらには郡別による地域表章に加えて甲府地区の集計結果も特掲されている。以下では甲斐国内の 9 郡についての都市性(あるいは農村性)という観点からの地域間比較を中心的に考察する。ただ、「職業第 1 表」の職業データに関しては甲府地区についてのそれが特掲されており、全管あるいは同地区が所在する西山梨郡に関する結果数値と甲府地区のそれとの差分という形で、それぞれ「甲府を除く全管」と「甲府を除く西山梨郡」についても、それぞれ職業別の従業者数を得ることができる。そこで、以下の比較では、9 郡に加え、全管、甲府、さらに甲府を除く全管と西山梨郡についても比較対象地域として加えることにした。

(2) 職業項目からの都市的職種の抽出

『人別調』の本業の職業項目からの都市的職種の抽出には、次式(1)によって与えられる特化係数を用いて行うことにした。いま、 K_i を甲府地区における第 i 職種の従事者数($i=1,2,\dots,671$)、 K を甲府地区での職業従事者総数、 U_i を甲斐国での第 i 職種の従事者数、 U を甲斐国の職業従事者総数とすると、特化係数 S_i は、

4) 花房は、女子従事を中心とする繊維・織物関係の職種の中で「仕立職並に同弟子及び雇い」もまたその部類の職種としながらも、「此の職業は都市に發現するは世人の一般に熟知する所なり」として、甲府とともに谷村町(「甲斐調査」当時は南都留郡谷村)を「郡内の都市」としている〔花房 1908c 67 頁〕。

5) 花房〔花房 1908a 2 頁〕も三瀧信邦〔三瀧 1983 74 頁〕も『人別調』の「職業分類」の職種数を 681 としている。しかし、実際に『人別調』に結果表として掲載されている職種数は 680 である。そのため本稿では、このうち「自宅ノ用ヲ足ス程ノ業」に該当する 9 職種を除く 671 を本業職種とした。

$$S_i = \frac{K_i/K.}{U_i/U.} \times 100 \quad \dots(1)$$

として与えられる。

「職業第1表」に掲げられている671の本業職種について、甲府地区での当該職種への従事者割合を甲斐国の平均的水準($S=100$)と比較することで、それがより都市的性格を持つとされる甲府地区において他地域に対して卓越状態にあるか否かを評価することができる。ちなみに、本稿末に【付表1】として掲げたものは、671の本業職種の中で特化係数 S_i が200を超える391の職種を特化係数の階級別に区分表示したものである。なお、この係数は、その値が高い職種ほど全管におけるその従事者構成割合に対する甲府地区のその卓越状況、言い換えれば同地区以外の地域においては当該職種への従事が相対的に低位な職種ということを示している。特化係数が当該職種への従業者が甲斐国内でもとりわけ甲府地区への集中の程度の評価指標となっていることは、とりもなおさずそれぞれの職種が都市的性格の程度を反映していることを意味する。

なお、ここで都市的職種と定義した職種に関して一言付言しておくとしたら、そこでの「都市的」の概念の中にはいくつかのそれぞれ性格を異にするものが含まれている。その1は、都市が持つ市街的性格から生起する需要に対応すべく成立する職種であり、庭師、植木職、庭師日雇、菓子製造等をその代表的職種として挙げることができる。社会的分業が十分な発達を遂げていない社会経済の発展段階において産業の多くが生業として営まれ人々が生産や生活の手段の多くを自給あるいは地域内で確保する中で、全管を対象市場とする業がその中心地域として都市的性格を持つ地区において営まれるケースがある。車大工、筆師、版木師など限定された地域市場では生業としても成立が困難な職業が都市部に立地し、このような職種が結果的に都市的職種として検出されると考えられる。第3のカテゴリーは、県庁や国の出先機関、高等教育機関、銀行等が都市的性格を持つ地域に立地することで、該当職種が都市的性格のものとして検出される。一方、郡役所あるいは初等教育機関さらには地域を商圈とする金融業の一部については、このような甲府地区への特異な集中傾向は認められない。

(3) 産業分野別に見た都市的職種の特徵

以下では、甲斐国内でその地域が持つ都市的性格により「甲斐調査」の結果表章で特掲されている甲府地区に注目し、全管に対する同地域の特化係数が200以上の職種を都市的職種とみなすこととした。『人別調』の「職業第1表」では、職種別従事者数が17の職種大区⁶⁾に従って掲載されている。表3は【付表1】に掲げた391の職種について、その職種大区分別内訳と各分野における構成割合を見たものである。

6) 農作等二係ル業、飲食等二係ル業、身装二係ル業、建物等二係ル業、家具等二係ル業、織物等二係ル業、金物二係ル業、其他ノ製造二係ル業、商業、通達融通等二係ル業、公役等二係ル業、宗教二係ル業、教育二係ル業、医術等二係ル業、學術等二係ル業、遊芸等二係ル業、其他ノ業

表3 都市的職業の分野別職種数とその本業職種に対する割合

	A 本業職種	B 都市的職種	B/A (%)
〔農〕 農作等二係ル業	29	5	17.2
〔食〕 飲食等二係ル業	32	16	50.0
〔装〕 身装二係ル業	43	34	79.1
〔建〕 建物等二係ル業	23	15	65.2
〔家具〕 家具等二係ル業	27	16	59.3
〔織〕 織物等二係ル業	29	14	48.3
〔金〕 金物二係ル業	26	16	61.5
〔他製〕 其他ノ製造二係ル業	76	39	51.3
〔商〕 商業	173	103	59.5
〔達〕 通達融通等二係ル業	44	29	65.9
〔公〕 公役等二係ル業	62	39	62.9
〔宗〕 宗教二係ル業	8	2	25.0
〔育〕 教育二係ル業	19	11	57.9
〔医〕 医術等二係ル業	23	13	56.5
〔学〕 学術等二係ル業	23	19	82.6
〔芸〕 遊芸等二係ル業	22	14	63.6
〔其他〕 其他ノ業	12	6	50.0
合 計	671	391	58.3

これによれば、今回、特化係数のスコアに従って都市的とみなした職種は、「職業表1」が持つ 671 の主業職種全体の約 6 割に相当している。その内訳を 17 の産業大区分別に見ると、その割合は「学術」、「身装」、「通達融通」、「建物」といった分野で高く、逆に「農作」、「宗教」、「織物」といった諸分野ではその割合は相対的に低位である。このうち後者のグループに属する分野の中には「農作」や「織物」のようにむしろ甲府以外での従業が卓越するもの、あるいは宗教のように特に従業者が甲府だけに集中するのではなくそれぞれの地域に拡散して分布しているといった事情が考えられる。

(4) 都市的職種への従事者割合による地域のグルーピング

表4は、【付表 1】に掲げた甲府地区の特化係数が 200 以上のスコアの職種について、それぞれのスコア階級に従った当該カテゴリーに属する職種への従事者の累積構成割合を地域別に示したものである。なお、表中には参考数値として全管、甲府地区、甲府を除く全管、そして甲府を除く西山梨郡に関するそれも掲げた。

表4 特化係数スコアレベルによる都市的職業従業者の累積構成割合(%)

特化係数	西山梨郡	東山梨郡	東八代郡	西八代郡	南巨摩郡	中巨摩郡	北巨摩郡
3000以上	2.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2500以上	4.53	0.00	0.00	0.01	0.00	0.01	0.01
2000以上	7.86	0.06	0.05	0.13	0.06	0.04	0.04
1500以上	16.88	0.40	0.45	0.82	0.32	0.28	0.57
1000以上	27.14	1.14	1.50	1.96	1.24	1.12	1.30
500以上	36.92	2.55	3.15	4.59	2.99	3.10	2.37
200以上	44.99	5.18	4.50	6.00	5.49	4.11	3.19
特化係数	南都留郡	北都留郡	甲斐国 全管	甲府地区	全管 (除甲府)	西山梨郡 (除甲府)	
3000以上	0.00	0.00	0.17	5.22	0.00	0.07	
2500以上	0.01	0.01	0.35	10.17	0.03	0.61	
2000以上	0.05	0.08	0.65	16.69	0.13	1.71	
1500以上	0.39	0.67	1.72	35.08	0.64	4.23	
1000以上	1.87	1.66	3.38	54.71	1.73	7.97	
500以上	3.97	4.40	5.83	72.40	3.69	12.25	
200以上	8.08	16.34	9.14	87.00	6.64	15.78	

表4から今回都市的職種とした特化係数200以上の諸職種への従事者割合を各郡について見ると、西山梨郡>北都留郡>南都留郡>西八代郡>南巨摩郡>東山梨郡>東八代郡>中巨摩郡>北巨摩郡となっている。このうち全管平均を超えているのは西山梨と北都留の2郡のみである。中でも西山梨郡は45%近くと北都留郡のそれとの間で3倍近い開きがある。ただ、西山梨郡には甲斐国内で最も都市的 성격の強い甲府地区がその域内に含まれる。そこで参考データとして表4に掲げた甲府地区を除く西山梨郡の数値を見ると、15.78%とその地域は都市的職種従事者に関して北都留郡とほぼ同水準にあることがわかる。

次に、『人別調』がその市街的特性を理由に特掲している甲府地区を除いた全管を対象地域として、その中で甲府地区を除いた西山梨郡及び他の8郡における人々の都市的職種への従事状況を相対比較してみることにしよう。

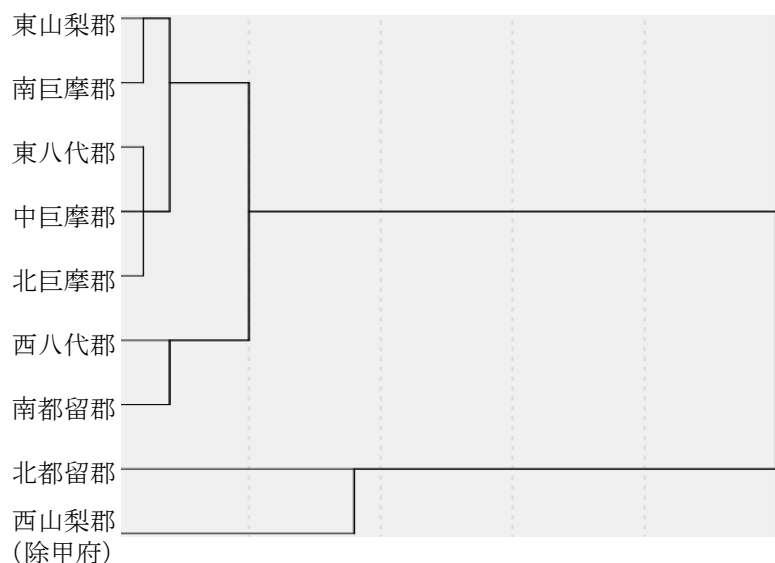
「甲府を除く全管」における都市的職種従事者の構成割合が6.64%である。これに対して各郡でその水準を超えているのは甲府を除く西山梨郡と郡内2郡(北都留、南都留)だけで、他の6郡はいずれも平均以下となっている。地域間の都市的職業への従事状況を甲府を除く全管を1とした指数で表示すると、北都留郡(2.46)、甲府を除く西山梨郡(2.38)、南都留郡(1.22)、西八代郡(0.90)、南巨摩郡(0.83)、東山梨郡(0.78)、東八代郡(0.68)、中巨摩郡(0.62)、北巨摩郡(0.48)となっており、都市的職種への従事者割合から見た各郡の都市的 성격については、甲府を除く西山梨と郡内(南北都留郡)が他の国中の諸郡から区別され、後者の6郡の中では、峡南(西八代・南巨摩)>峡東(東山梨・東八代)>峡北(北・中巨摩)とその程度を減じていることがわかる。

表4はまた、甲府を除く西山梨郡域と同郡以外の8郡において今回都市的職種とした特化係数のスコアが200以上の職種従事者率に加えて甲府地区への従事者就業割合が高い諸職種への従事者構成も掲げている。このことは、より都市的 성격が強い職種への従事者構成という点でこれらの9地域間に地域的差異が果して認められるかどうかを確認する手掛かりとなる情報を与えるものである。仮にそこで地域間の違いが見られる場合、それは、より高次の都市的 성격という面での差異を反映し

たものと考えることができる。これら 9 地域について表4の結果数値を見ると、特化係数のスコアが 2500 以上というその職種への就業が甲斐国内でも甲府地区への高度な集中を見せているものについては、唯一、甲府を除く西山梨郡だけが他の 8 郡から区別されており、後者の地域間での違いは殆ど認められない。特化係数のスコアレベルがより低位となるに従って 8 郡の間での都市的職種への従事者割合に高低差が顕在化する。

そこで、特化係数 200 以上という都市的職種の範囲を最も広義に捉えた上記の地域の序列化だけでなく、各特化係数の階級レベルにおいて見られる情報も加味して、9 地域を都市的職種への従事状況によって類別を試みたものが図1である。なお、9 地域のクラスタリングにあたっては、ユークリッド距離によるグループの平均連結法を用いた。

図1 特化係数による甲府地区を除く甲斐国内各郡の類別結果



これによれば、甲斐国全管のうち甲府地区を除く 9 地域は、甲府を除く西山梨郡に北都留郡を加えた地域とこれらを除く 7 郡からなる諸地域とに二大区分される。都市的職種における都市性の程度の差異の要素も加味したここでの類別結果は、上述した特化係数 200 以上の全職種によるそれとは若干そのパターンを異にするものであり、東山梨・南巨摩、東八代・中巨摩・北巨摩、西八代・南都留という三つの地域群をサブグループとして抽出している。ただ、これらのグループ間の差異はあくまでもマージナルなレベルのものに過ぎず、甲府を除く西山梨郡と北都留郡との類似性と比べれば、他の 7 郡は地域の就業者構成の面で極めて同質性の強い地域であるといえるであろう。

4. 非都市的職業への従事状況に見られる地域性

(1) 非都市的職種の抽出

「職業第 1 表」に本業職種として取り上げられている 671 の職種の中には、前節で都市的職種として取り上げた職種とは逆に、「甲斐調査」実施当時甲府地区だけでなく他の地域においても比較的多くの従事者が見られる職種、さらにはむしろ甲府以外でしか観察されない職種といったものも存在する。そこで本節では、これらを「非都市的職種」として、それへの従事状況に見られる地域的特徴について考察してみることにする。

前節においては甲府地区での各職種への従事者の構成割合が全管におけるその 2 倍、すなわ

ち(1)式の特化係数のスコア $S \geq 200$ に該当する職種を都市的職種とみなした。このような職種設定と

の整合性を持たせるために、ここでは特化係数のスコアが特に $0 \leq S < 50$ の範囲に該当する諸職種を「非都市的職種」とみなすことにした。ちなみに、特化係数 $S=0$ の職種とは、甲府地区における当該職種への従事者が皆無で従事者は専ら甲斐国内の他の諸地域でしか見られない職種を意味する。表5は、本稿末に【付表2】として掲げた 261 の非都市的職種について、その産業大分野別内訳と各分野に属する職種数に対する割合を示したものである。

表5 非都市的職業の分野別職種数とその本業職種に対する割合

	A 本業職種	B 非都市的職種	B/A (%)
〔農〕 農作等二係ル業	29	19	65.5
〔食〕 飲食等二係ル業	32	16	50.0
〔装〕 身装二係ル業	43	9	20.9
〔建〕 建物等二係ル業	23	6	26.1
〔家具〕 家具等二係ル業	27	11	40.7
〔織〕 織物等二係ル業	29	15	51.7
〔金〕 金物二係ル業	26	10	38.5
〔他製〕 其他ノ製造二係ル業	76	37	48.7
〔商〕 商業	173	68	39.3
〔達〕 通達融通等二係ル業	44	14	31.8
〔公〕 公役等二係ル業	62	21	33.9
〔宗〕 宗教二係ル業	8	4	50.0
〔育〕 教育二係ル業	19	7	36.8
〔医〕 医術等二係ル業	23	9	39.1
〔学〕 学術等二係ル業	23	4	17.4
〔芸〕 遊芸等二係ル業	22	8	36.4
〔其他〕 其他ノ業	12	3	25.0
合 計	671	261	38.9

事前に予想されたことではあるが、その結果は先に表4に掲げた都市的職種に関する結果とほぼ対照的なものである。非都市的として類別された職種は農作、飲食、宗教、其他ノ業、織物といった分野において高い構成割合を示している一方、学術、身装、建物、通達融通、公役といった分野では相対的に低位である。

(2) 非都市的職業の諸類型

表5に掲げた産業分野別の非都市的職種の割合(B/A)はあくまでも 17 の各統合分野における非都市的職種の多寡を示しているものである。従って、その割合が低い学術、身装、建物、通達融通、公役等の分野の中にも非都市的職種として類別される職種は存在する。そこで以下では、事業者の事業分野占拠率や産業の地域集中度の評価指標として知られているハーフィンダール・ハーシュマン指数(HHI)を用いて、261 の非都市的職種を具体的に特定するとともに、それらへの従事者の甲斐国内での地域的偏在状況などを考察してみたい。なお、ここで分析の対象としているのがあくまでも非都市的職種であることから、その対象地域も甲斐国全管ではなく甲府地区を除く地域を分析対象とし、各職種への従事状況の偏在性評価の際の地域単位についても同地区を除く西山梨郡と他

の 8 郡からなる 9 地域となる。

(i) ハーフインダール指数 (*HHI*) による職種従業者の地域的偏在状況の評価

X_{ik} を第 i 郡における第 k 職種への従事者数、 $X_{.k}$ を甲府を除く全管における第 k 職種への従事者総数とすると、次式 (2) によって与えられるハーフインダール・ハーシューマン指数 (*HHI*)

$$HHI = \sum_{i=1}^9 \left(\frac{X_{ik}}{X_{.k}} \times 100 \right)^2 \cdots (2)$$

によって、非都市的職種従業者の甲斐国内の郡間での従事状況の偏在性の程度を評価することができる。なお、その定義式からも明らかのように、従事者が特定の 1 郡に集中している特異な職種についてはそのスコアは 10000 となり、逆にそれが全ての郡に均一に分布している場合には 1111.1 となることから、指数は $1111.1 \leq HHI \leq 10000$ をその変域として持つ。

ところで、甲府地区を除く全管における従事者が 9 人未満の職種については、必然的に 1 以上の郡でその従事者が 0 となるケースが発生する。そのような職種についても *HHI* は、従事者数が多数の場合と同様にそれらを地域偏在的な職種として検出する。このようなデータの稀少性に由来する算出結果の問題を排除するために、ここでは甲斐国全管での従事者数 9 人を閾値として設定し、それ未満の職種については *HHI* 算出の対象外とした。ちなみに本稿末に掲げた【付表 3】は、今回 *HHI* 算出の対象外とした 206 の職種について、それぞれの従事者数とともに示したものである。

(ii) 評価結果

表 6 は甲府地区を除く甲斐国全管での従事者が 9 人以上の 55 職種について、*HHI* のスコア階級従って三つのグループ (I、II、III 群) に類別表示したものである。

表 6 非都市的職種における従事者の地域的偏在性

<i>HHI</i>	該当職種名〔分野名〕			
I 群 6000 以上 (高度に偏在)	〔家具〕産織 〔他製〕箕造 〔織〕綿繰	〔他製〕楮皮剥 〔他製〕紙干履 〔織〕機織履	〔他製〕珠数師 〔他製〕艾造 〔他製〕河船大工	〔織〕麻絲採 〔他製〕紙漉履 〔他製〕筋張
II 群 3000~6000 未満 (中位に偏在)	〔農〕養蚕履 〔他製〕紙漉及手伝 〔食〕水車業履 〔他製〕附木造 〔農〕養蚕主	〔商〕炭薪商 〔達〕河船乗 〔他製〕箆造 〔其他〕雇人 〔農〕養蚕及手伝	〔他製〕紙干 〔織〕機織及手伝 〔家具〕箆造 〔宗〕尼 〔家具〕木地職	〔農〕薪採 〔他製〕産織 〔織〕真綿掛 〔織〕生絲製造
III 群 3000 未満 (非偏在)	〔食〕銃猟 〔公〕野守 〔育〕小学校教員 〔芸〕祭文読 〔食〕水車業及手伝 〔公〕村役所書役	〔農〕炭焼 〔農〕寺地直農作主 〔装〕草履及草鞋造 〔農〕農作履 〔農〕直下農作主 〔商〕牛馬商	〔建〕板剥 〔宗〕僧 〔織〕木綿絲採 〔達〕馬稼 〔農〕農作 〔農〕直農作	〔達〕郵便取扱 〔家具〕塗物師 〔公〕郡役所小使 〔農〕下農作 〔農〕直下農作 〔農〕直農作主

〔表注〕 甲府を除く全管に於ける従事者数 9 人未満の職種を除く

【付表 4】は、表 6 の各群に属する 55 職種について、従事者総数とその郡別内訳を *HHI* のスコアの降順に示したものである。なお、表注にも記したように、【付表 4】では、甲府地区を除く全管での従事者総数に占める当該郡での従事者割合に従って 4 段階に階級区分し、従事者が特に集中していると

考えられる郡をヒートマップとして強調表示した。

【付表4】からも明らかなように、甲府地区を除いた甲斐国全管でその従事者が特定の郡に5割以上集中している職種は、*HHI* が特に高いスコアを示しているⅠ群、それにⅡ郡でもその上位に位置する職種に限られる。これとは逆にⅡ郡の下位とⅢ郡に属している職種では、従事者数の地域的集中が見られる場合にもその集中の程度は5割未満である。またⅡ群それにⅢ郡でも*HHI*で比較的上位に位置する職種の 경우에는、一般にそれらへの従事者は2~3の郡に分散している。

一方、Ⅲ群に属する職種では*HHI*のスコアの低下とともにより多くの郡への従事者の分散傾向が見られ、なかでも*HHI*のスコアが1500以下の職種では、その従事者の多寡にかかわらず、従事者は各郡にかなり均等に分布している。なお参考的に付言すれば、甲府地区を除く甲斐国全管での従事者が9人未満であるため今回*HHI*による分析から除外した【付表3】の各職種の中にも、上述したのと同様の従事者の地域的偏在状況における相違が認められる。

ここで、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ群に属する職種と従業者の地域分布の関係にもう少し立ち入って考察してみることにしよう。

まずⅠ群に属する職種に見られる従事者の顕著な偏在は、それぞれの地域産業等を反映したものとなっている。例えば東山梨郡では葎織が、西八代郡では製紙に関係した楮皮剥、紙干履、紙漉履が、また繊維関係の職種では麻絲採が北巨摩郡、綿繰が西八代郡、そして機織履が郡内地方中でも北都留郡とそれぞれ地域を異にする形で従事者の集積が見られる。また宗教関連の職種である数珠師が身延山を中心として多数の宗教施設の立地が見られ、富士川舟運の支え手としての河川大工といった職種への従事者が南巨摩郡に集中しているのも同郡の地域特性を反映したものであると思われる。これら以外では、西八代郡での箕造や篩張といった農具あるいは生活用品製造への従業もまた注目される。

上述したように、Ⅰ群職種からⅡ群へと従事者の地域的偏在傾向は次第に弱まり、その分布は次第に広範な地域へと広がりを見せることになるが、その地域的拡散にはある独特のパターンが存在している。それは、その大半が東山梨・東八代、東八代・西八代、西八代・南巨摩、南都留・北都留といったそれぞれ隣接郡への拡散であり、それぞれの職種従事者が卓越する地域がいずれも塊状の境域を形作るという特有な空間的特徴を持つ。これは、東八代・東山梨一帯では養蚕が代表産業となっており、南北都留郡では養蚕と機織への特化が認められる点に象徴されるように、地域産業そのものが郡域を超えた広がりをもって展開しているという事情による。さらに職種の中には、その発達が原材料の調達面で地域の自然的条件に依存するものもある。製紙関連の職種への従事者が西八代郡から南巨摩郡といった峡南地域に発達が見られる一方、山地を後背地域として持つ東山梨・東西八代郡にかけての一帯では薪炭製造への従事者も多く見られる。以上のように、甲斐国東部の郡内、峡東、峡南地域に属する各郡において郡界を越えた特定職種への集中的な従事が見られるのとは対照的に、峡北地域に位置する北巨摩・中巨摩の2郡の場合には単一の郡あるいは隣接する郡とともに従事者が特定の職種に集中するという傾向はあまり認められない。

このように*HHI*が相対的に高いスコアを示すⅠ・Ⅱ群に属する職種の場合には、当時の日本の基幹産業として輸出を支えた生絲、絹織物業、あるいは甲斐国全域を販路とする農具・生活用品製造、さらには山間地域や河川交通等の地域の自然的条件に根差した産業への偏在的な従事の実態がうかがえる。

これらとは対照的にその従事者の分布地域に顕著な偏在が見られず、甲府地区以外の各地域で広範にしかも齊一的にその従事者が観測されているのがⅢ群に属する諸職種である。Ⅲ群の職種の中には銃獵(東八代、北巨摩)や炭焼(中巨摩、東八代、西八代)、板剥(中巨摩、北都留)のようにⅡ

群のそれに準じた分布を示し 2、3 の郡にやや偏在的に分布している職種も部分的に含まれている。しかしⅢ群に属する職種の最大の特徴は、多くがその従事者が各郡にほぼ均等に分布していることにある。

ところで、Ⅲ群職種の大半で特徴的な従事者の地域的分布に偏在性が希薄な職種に関しては、以下の三つのタイプへの類別化ができるように思われる。

その第 1 のタイプは、農作に関わる諸職種である。「甲斐調査」当時、甲府地区を除く甲斐国全管での養蚕業等も含めた「農作等ニ係ル業」への従事者は 192,486 人と有業者総数(226,270 人)の実に 85%を超えていた。上述したよう養蚕従事者の分布には地域的偏在性が見られるものの、農業が当時の甲斐国における基幹産業であったことを反映して、農作に付随する馬稼、牛馬商なども含め農作に係る多くの職種への従事者は甲斐国内の全域に広範に分布している。

第 2 のタイプは、公役の一部や通達、宗教あるいは初等教育といった地域住民に直結した各種サービスの提供に係る職種である。県庁や勸業組織、あるいは師範学校等によって提供される公的サービスは、その提供範囲は甲斐国全管に及ぶものである。それらとは異なり、郵便取扱、郡・村役所業務、初等教育施設(小学校)、野守、僧、祭文読といった職種については、その提供は地域局所的な範囲という性格を持つ。そのことが従事者の空間的分布を地域分散的なものとしているものと考えられる。なお、ここで付言しておけば、郡というデータの地域表章レベルからは職種間での従事者の地域間の偏在度の相違までは区別できないが、実はその中にも郡役所と村役所あるいは初等教育機関(小学校)での従事者などといったサービスの適用対象の範囲における階層性も存在する。

以上の二つのグループの他に、第 3 のグループとして地域居住者が日常的に消費する什器・履物といった日用雑貨の生産や粉挽等に関わる職種が考えられる。塗物師、草履及草鞋造、水車業及手伝やⅡ群に類別されている木地職などの職種がそれにあたる。このカテゴリーに属する職種の特徴として、発生する需要の種類並びにその発生頻度という点で個々の生活への密着度の高さを挙げることができよう。

むすび

本稿では、花房の『人別調』の職業データに基づく分析を踏まえ、『人別調』で本業による職業別従事者数の地域別集計(「職業第 1 表」)が郡レベルで結果表章されしかも都市的地区として甲府地区が特掲されている点に着目し、彼の分析では十分には触れられていない主に職業と地域の関係についていくつかの考察を行ってきた。第 2 節では、職業を職業細目レベルで都市的職種と非都市的職種に区分することによって、それぞれへの従事者構成の面から甲斐国内の特に地域的差異の検出をおこなった。さらに第 3 節では、当時甲斐国において非都市的とされていた甲府地区を除く諸地域(郡)における非都市的職種への従事者の従事状況の地域的偏在度をハーフィンダール・ハーシュマン指数(HHI)によって評価し、そのスコア階級別に地域的分布に見られる偏在性等の特徴とその原因を明らかにするとともに、非都市的職種の類別化を行った。

『人別調』の職業データは、明治 12 年当時の甲斐国では有業者の実に 8 割以上が農業(「農作ニ係ル業」)に従事し、わずかに甲府地区など一部の地域で都市的要素が散見されるまさに非都市的セクターが席巻する社会経済状況にあったことを示している。そのような中で第 3 節での甲斐国内の 9 郡さらには甲府地区を除く西山梨郡を加えた 10 地域の比較分析からは、都市的職種への就業割合に見られる地域差の程度を定量的に評価するとともに、クラスタリングによる地域のグループ分けを行った。

そこでの都市的職業への従事状況による地域の類別結果は、郡内(北都留・南都留)、峡東(東山梨・東八代)、峡南(西八代・南巨摩)、峡北(中巨摩・北巨摩)と甲府地区を除いた西山梨の郡域以外の 8 郡についてはそれぞれが隣接する地域同士で塊状の境域を形作っているというものであった。しかも甲府地区を除いた西山梨郡域以外の 8 郡の四つの地域グループへの類別結果については、地域特性の面で峡北が残りの 3 グループからクラスタリング上最も隔たった位置関係にあること、また郡内と峡東の各 2 郡については地理的だけでなく地域特性の面でも近接関係にある点などが明らかになった。なお、このクラスタリング結果に見られる郡内と峡東の地域特性面での近接性は、当時、甲斐国において農作に次ぐ主要産業とされた養蚕・製絲・機織への従事者割合の面での他の各郡との差異性の反映でもあると考えられる。

また 4 節では、今回「非都市的」とした職種への従事者の郡別の従事者数に対してハーフィンダール・ハーシュマン指数 (*HHI*) を適用することで従事者の地域偏在状況を定量的に評価し、そのスコアに基づいてその偏在性の程度によって職種を細目レベルで I、II、III の三つのグループへの類別を行った。

その結果からは、以下のようないくつかの知見が得られた。

まず、非都市的職種の中でも特に地域的従事状況に強い偏在性が見られる I 群では、それぞれの業種について単一の地域(郡)が特定できたとともに、そのような従事者の集中の地域産業あるいは地勢的条件との関連性が明らかになった。

また、II 群を構成する職種の場合、従事者が顕著な集中を見せる地域が複数の地域へと広がることでその偏在度の低下をもたらしているとともに、それぞれの職種への従事者の空間的な広がりにある規則性、すなわち相互に隣接した地域(郡)が一種の塊状の集中地域を形作っている事実が明らかになった。I 群と II 群における各職種への従事者の限られた地域(郡)への偏在性は、それに該当する職種が、生産あるいは提供する製品や各種サービスの種類に関して、甲斐国全管さらには輸出関連産業とした市場の広がりを持ったものであることを意味している。

さいごに、従事者の地域的分布という点で最も偏在性が低く、甲斐国全管で広範にその従事者が見られる III 群の職種については、それを当時の同国における基幹産業としての農業並びに各職種によって提供される財貨・サービスに対する需要者の範囲の地域的局所性という観点から三つのタイプの職種群に類別することによって、職種が提供する財貨・サービスの種類と従事者の地域的存在の関係を考察した。

I 群あるいは II 群の職種に見られる地域偏在性が市場の全管的さらには輸出も含めた広域的な市場の広がりをその背景としていた点を想起すれば、それとは対照的に III 群の特に第 2、第 3 グループを構成する職種に見られる市場の局所性は、生産・提供される財貨・サービスが日常生活に密着したものであり、その需要者の広がりもまた自ずと局所的であることによる点をここで再確認しておきたい。なお、花房は自らの『人別調』の職業データに基づく講演の中で、「農作・飲食・身装・建物・家具・織物・金物・其の他の製造」の 8 業種区分を「工業」という産業概念として統合した上で次のように述べている。すなわち、「工業については有業者総数の 1%を超えるのは僅かに建物と織物にすぎず、工業の「多くは其の一地方一局所の需要に應ずる日用品の製造にして一般市場の需要に應ずべき製品又は半製品機械器具の製造の如きは殆むど之なきものゝ如し」[花房 1908b 38 頁]と。この点に関しては、今回都市的職種とした業種の中には、庭師などその都市的性格の故に専ら甲府域内での需要に応えるものとして存立している業種も一部には存在する。同時に他方で都市的職種とした大半の職種さらには今回の分析で非都市的職種としたものの中にも特に I 群あるいは II 群に該当するものには、その需要者が当該地域を越え甲斐国全管的の広がりを持つ広域市場を対象としているものも

部分的に含まれていると考えられる。

ところで、第 3 節において都市的職種とした甲斐国内でも特に甲府地区にその従事者が集中している職種の中には、甲府という都市的需要に応えるものの他に、公役、教育、通達融通等の分野における一部の職種のように全管を対象とした住民サービスに係るもの、さらには甲斐国全域からの需要を市場とする財貨の生産や販売に関係する職種も少なからず含まれていると考えられる。その点で『人別調』の「職業第 1 表」のデータは、花房が指摘するような当時の甲斐国における社会的分業の単なる未発達状態を示しているのではなく、それは当時すでに局所的な日常生活圏さらには郡界を越える形での甲斐国全管を市場とする産業もまた萌芽しつつあることを物語っているように思われる。

〔文献〕

統計院編纂(1882)『甲斐国現在人別調』

世良太一編纂(1902)『杉先生講演集(全)』

高橋二郎(1905)「明治 12 年末甲斐国現在人別調顛末」『統計集誌』288 号

花房直三郎(1907)「明治 12 年末の甲斐国」『統計学雑誌』第 253 号

花房直三郎(1908a)「明治 12 年末の甲斐国」『統計学雑誌』第 261 号

花房直三郎(1908b)「明治 12 年末の甲斐国」『統計学雑誌』第 262 号

花房直三郎(1908c)「明治 12 年末の甲斐国」『統計学雑誌』第 263 号

花房直三郎(1908d)「明治 12 年末の甲斐国」『統計学雑誌』第 264 号

総理府統計局(1951)『総理府統計局八十年史稿』

相原茂・鮫島龍行(1971)『統計日本経済』筑摩書房

三瀨信邦(1983)『経済統計分類論』有斐閣

森博美(2019)「明治 12 年甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析」『経済志林』第 86 巻第 4 号

【付表1】都市的職業(特化係数200以上の職種)

3000 以上	(他製)車大工 (装)洋服仕立職 (装)布打職履 (装)靴製造主 (家具)経師弟子 (他製)渋紙製造 (他製)活字製造履 (他製)度量衡製造履 (他製)繪物師 (他製)玩物細工 (商)饅頭商 (商)莫大小商 (商)瓦商 (商)繪物商 (商)鉄砲彈薬商 (達)荷物運送業 (達)両替屋履 (公)県令 (公)鉄道局履 (公)海軍機関士副 (医)病院給仕 (学)蒔絵師 (芸)常磐津師匠 (家具)膳桧塗師	(食)麦酒醸造主 (装)法衣仕立職 (装)印伝職弟子及履 (装)靴製造 (家具)提灯張弟子 (他製)木版摺 (他製)筆師 (他製)車大工履 (他製)莚刻履 (他製)弓矢細工 (商)菓子種商 (商)唐絲商 (商)建具商 (商)古道具仲買 (商)印伝商 (達)馬車業 (達)金銀貸借世話人 (公)勸業課門監 (公)電信局技手 (育)女子師範学校取締 (医)病院患者賄 (学)版木師 (学)演劇囃方 (商)呉服商支配人	(食)菓子種製造 (装)縫箔師 (装)化粧具職 (建)石灰焼 (金)包丁鍛冶 (他製)活版摺履 (他製)權衡製造主 (他製)莚葉巻履 (商)麵包商 (商)乾物売 (商)綿仲買 (商)硝子商 (商)陶器商支配人 (商)書画商 (達)仲買宿 (達)共盛社役員及履 (達)勸業課小使 (公)判事補 (育)小学校世話掛 (育)小学校給仕 (医)新聞社履 (学)水晶工履 (芸)手踊師匠 (芸)将棋指 (芸)芝居主及支配人等	(食)蕎麦製造 (装)合羽職 (装)髪油職 (家具)土器焼業 (金)鑿鍛冶 (金)鋸目立 (他製)活版字拾 (他製)權衡製造履 (他製)硝子職弟子及履 (他製)楊枝削 (商)味噌商 (商)青物仲買 (商)股引腹掛商 (商)簾商 (商)土器商 (商)繪草紙商 (達)銀行頭取 (達)融通社履 (公)区役所筆生 (公)陸軍大尉 (育)小学校給仕 (学)佛詣師 (芸)手踊師匠 (芸)将棋指	(装)蕎麦職履 (装)竹笠造 (家具)時計師 (公)鋸目立 (他製)活版字拾 (他製)度量衡製造主 (他製)萬石通職 (他製)角細工 (商)麴商 (商)呉服売 (商)合羽商 (商)墨表商 (商)鉄物商 (達)郵便局書記 (達)両替屋 (達)貸夜具業 (公)租税局小使 (公)陸軍伍長 (育)女学校教員 (学)書画家 (芸)手踊 (芸)揚弓場
2500~ 3000 未満	(商)袋物商 (装)印伝職 (食)酒造支配人 (家具)膳桧塗師弟子及履	(公)司法省等外出仕 (装)女髪結下梳 (装)鼈甲職弟子及履 (商)雑菓子商	(家具)指物職弟子及履 (商)洋物商 (建)仕事師 (商)西洋反物商	(商)木曾物商 (公)町役所書役 (商)麻裏草履等 (公)裁判所履	(達)貸家業 (公)県庁准等外 (建)建具職弟子及履
2000~ 2500 未満	(織)上絵師 (商)石灰商 (達)辨達会社履 (建)家作大工弟子 (食)菓子製造弟子及履 (他製)三味線造 (商)綿種商 (学)佛師屋 (商)髪油商	(他製)帳面造 (商)桶商 (装)湯ノシ職 (装)股引仕立職 (食)豆腐製造履 (商)甘酒商 (商)種物商 (芸)長唄話 (公)県庁属官	(金)飜糖弟子及履 (商)漆商 (商)書籍商 (商)乾物商 (織)布打職 (商)砂糖商 (達)仲買会社役員及履 (其他)洗湯業履 (装)足袋職及手伝	(他製)權衡製造及手伝 (芸)見世物業 (商)古道具商 (公)獄丁 (織)染物形附弟子及履 (商)焼豆商 (公)町役所小使 (家具)桶工弟子及履	(商)穀物仲買 (公)県庁小使 (織)染物形附及手伝 (学)代書人 (金)飜糖 (商)絲綸商履 (公)山林局履 (学)謄写業
1500~ 2000 未満	(建)豊職弟子及履 (他製)製本師履 (達)金貸 (学)写真師 (其他)洗湯業及手伝 (他製)竹籠造 (家具)鏡磨 (金)鉄砲鍛冶 (商)蝙蝠傘商 (達)貸車主 (育)師範学校教員 (医)病院小使 (其他)里子預	(装)草履麻裡附 (商)蕎麦商 (公)裁判所小使 (商)商履 (商)菓種商及手伝 (食)米搗 (家具)表具師履 (金)ブリッキ細工 (商)靴商 (達)牛馬宿 (育)師範学校取締 (学)書家 (其他)水汲稼	(装)袋物職 (学)算術家 (学)画師 (商)荒物商及手伝 (公)県庁等外出仕 (装)鬆造 (家具)簾職 (他製)活版摺 (商)竹商 (達)貸附会社役員 (医)病院医員 (学)提灯画師 (達)質渡世履	(金)鍛鍛冶弟子及履 (商)足袋商 (商)陶器商及手伝 (商)古着商 (商)絲繭商及手伝 (装)理髮職弟子及履 (織)織物下拵 (他製)轆轤師 (商)玩物商 (公)監獄署書記 (医)病院事務掛 (学)版木師弟子及履 (医)鍼医	(他製)製本師 (家具)指物職 (他製)臼造 (商)金物商 (食)菓子製造及手伝 (建)土方稼 (金)銅鍛冶 (商)魚売 (達)馬車貸主 (公)陸軍軍曹 (公)陸軍軍曹 (装)下駄職
1000~ 1500 未満	(家具)表具師 (農)庭師 (商)生絲商 (織)布曝職 (家具)桶工 (商)醬油商 (装)理髮職 (金)雑鍛冶及手伝 (商)鶏肉商 (公)郡長 (医)産婆 (商)魚商及手伝	(装)浄瑠璃語 (金)鍛鍛冶 (達)人力車夫 (装)義太夫師匠 (達)銀行履及小使 (家具)提灯張 (公)巡查 (商)燈油商 (商)荷鞍商 (公)警察署小使 (商)古金商 (金)雑鍛冶弟子及履	(商)売業商 (公)警部 (商)茶商 (金)釘鍛冶 (達)馬車夫 (建)量職及手伝 (商)使履 (農)植木職 (商)植木商 (公)監獄守卒 (商)繭商	(商)料理業及手伝 (他製)荷鞍職 (商)豆腐商 (商)真商 (公)勸業課履 (他製)竹細工 (商)太物商 (他製)表紙造 (達)郵便局履 (装)女髪結 (育)小学校教員履	(育)女学校裁縫教員 (公)県庁出仕 (農)農産社役員及履 (学)印刷師 (装)洗濯 (商)餅菓子商 (商)小間物商 (商)魚問屋 (公)県庁履 (商)青物商 (建)建具職
500~ 1000 未満	(達)質渡世及手伝 (商)菓子商及手伝 (其他)雑稼 (公)郡役所書記 (装)股引仕立職弟子及履 (公)県庁給仕 (他製)莚葉巻 (装)蝙蝠傘工 (織)製絲履 (織)織元 (他製)莚刻 (装)傘工及手伝 (商)諸仲買	(建)黒練 (商)穀商及手伝 (其他)雇人口入業 (商)旅人宿業及手伝 (商)饅頭商 (育)女子師範学校教員 (達)運通会社役員及履 (織)染物主 (商)紙商 (他製)曲物師 (商)雑品商及手伝 (商)酒商 (達)郵便脚夫	(金)鋸鍛冶 (建)左官 (他製)活字製造 (商)鉛菓子商 (商)煮豆商 (医)西洋内外科 (商)粉商 (織)紐打 (織)染物弟子及履 (公)郡役所履 (公)郡役所履 (食)酒造 (建)家作大工 (商)干魚商 (建)石工及手伝 (宗)神官 (商)絲商	(芸)俳優 (建)ペンキ塗師 (医)按摩 (商)綿商及手伝 (商)古鉄商 (医)入歯師 (商)飲食商及手伝 (商)鹽商 (織)綿打 (学)新聞記者 (織)染物業及手伝 (食)醬油醸造履	(商)材木商 (公)司法省出仕 (食)豆腐製造及手伝 (食)酒造履 (商)紙屑商 (学)漢学者 (医)西洋医 (学)水晶工 (農)扱挽履 (公)郡役所筆生 (食)醬油醸造主 (建)瓦屋根替
200~ 500 未満	(金)掛掛職 (装)仕立職 (公)陸軍兵卒 (食)酒造主 (育)小学校幹事 (装)麻裏草履造	(織)製絲 (食)川漁 (商)呉服商及手伝 (公)村役所筆生履 (宗)佛道教導職	(建)家作大工 (商)干魚商 (建)石工及手伝 (宗)神官 (商)絲商	(家具)経師 (商)下駄商 (育)小学校訓導 (農)扱挽 (装)仕立職弟子及履	(達)荷車挽及手伝 (商)筆墨紙商 (織)簾巻扱 (金)鋳物師 (建)茅屋根替

【付表2】非都市的職業(特化係数50未満の職種)

特化係数 0超～ 50未満	〔農〕寺地直農作主	〔食〕水車業及手伝	〔宗〕僧	〔農〕直下農作主	〔織〕木綿絲採
	〔農〕直農作主	〔公〕村役所書役	〔農〕農作雇	〔農〕下農作	〔商〕炭薪商
	〔商〕牛馬商	〔織〕機織及手伝	〔織〕機織雇	〔農〕農作	〔農〕直農作
	〔農〕直下農作				
特化係数 0	〔農〕養蚕主	〔農〕養蚕及手伝	〔農〕養蚕雇	〔農〕育蚕社役員及雇	〔農〕薪採
	〔農〕炭焼	〔農〕杣職日雇	〔農〕漆採	〔農〕庭師日雇	〔農〕馬飼雇
	〔農〕蓮根堀	〔食〕葡萄酒醸造雇	〔食〕白酒醸造	〔食〕醬油醸造	〔食〕水車主
	〔食〕水車業雇	〔食〕粉挽	〔食〕所天製造	〔食〕饅頭製造	〔食〕饅頭製造雇
	〔食〕素麵製造	〔食〕葛製造	〔食〕製茶主	〔食〕焼麩製造	〔食〕銃胤
	〔食〕屠牛業	〔装〕皮工	〔装〕櫛挽	〔装〕蝙蝠傘張替	〔装〕下駄職雇
	〔装〕下駄齒入	〔装〕木履職	〔装〕雪駄職	〔装〕草履及草鞋造	〔装〕鼻緒造
	〔建〕左官弟子及雇	〔建〕瓦製造主	〔建〕瓦製造雇	〔建〕石灰焼主	〔建〕石灰焼雇
	〔建〕板剥	〔家具〕塗物師	〔家具〕木地職	〔家具〕陶器製造	〔家具〕陶器焼接
	〔家具〕火鉢焼業	〔家具〕瓶焼業	〔家具〕竈師	〔家具〕箆造	〔家具〕箆造
	〔家具〕蓆織	〔家具〕蓆織雇	〔織〕製絲元	〔織〕生絲製造	〔織〕生絲製造雇
	〔織〕絲捻職	〔織〕真綿掛	〔織〕真綿掛雇	〔織〕木綿絲採雇	〔織〕麻絲採
	〔織〕綿繰	〔織〕綿繰雇	〔織〕綿打主	〔織〕篠卷採雇	〔織〕鎌鍛冶
	〔金〕鋤鍛冶	〔金〕諸農具鍛冶	〔金〕釘鍛冶弟子及雇	〔金〕斧鍛冶弟子	〔金〕錠鍛冶
	〔金〕船具鍛冶	〔金〕研師	〔金〕金鉱山主	〔金〕製鍊所職工	〔他製〕油絞
	〔他製〕油絞雇	〔他製〕石油製造雇	〔他製〕製紙元	〔他製〕紙漉及手伝	〔他製〕紙漉雇
	〔他製〕紙干	〔他製〕紙干雇	〔他製〕紙仕立職	〔他製〕紙仕立職雇	〔他製〕三極製造主
	〔他製〕楮皮剥	〔他製〕紙漉簾職	〔他製〕紙袋張	〔他製〕团扇製造	〔他製〕罨紙摺
	〔他製〕画摺	〔他製〕硯師	〔他製〕珠数師	〔他製〕河船大工	〔他製〕水車大工
	〔他製〕挽物業	〔他製〕炭造	〔他製〕繩燃	〔他製〕藁仕事	〔他製〕龍吐水製造
	〔他製〕鋸柄工	〔他製〕篩張	〔他製〕諸農具大工	〔他製〕駕籠造	〔他製〕竹細工雇
	〔他製〕箕造	〔他製〕蓆織	〔他製〕煙管附替	〔他製〕艾造	〔他製〕附木造
	〔他製〕石鹸職	〔商〕穀商支配人	〔商〕醬油商支配人	〔商〕酒商支配人	〔商〕白酒商
	〔商〕甘酒売	〔商〕魚会社役員	〔商〕鰻仲買	〔商〕菓子売	〔商〕餅商
	〔商〕汁粉商	〔商〕麩商	〔商〕菊茸商	〔商〕揚物商及手伝	〔商〕椎茸商
	〔商〕素麵商	〔商〕唐辛商	〔商〕水菓子商	〔商〕漬物商	〔商〕絹仲買
	〔商〕生絲仲買	〔商〕太絲商	〔商〕屑繭商	〔商〕蚕種商	〔商〕木綿商
	〔商〕木綿仲買	〔商〕篠卷商	〔商〕古綿商	〔商〕真綿商	〔商〕繰綿商
	〔商〕綿種仲買	〔商〕藍葉商	〔商〕藍葉仲買	〔商〕西洋染粉商	〔商〕柿渋商
	〔商〕草履草鞋等	〔商〕板商	〔商〕箆商	〔商〕箆売	〔商〕機具商
	〔商〕箆商	〔商〕筵商	〔商〕度量衡商	〔商〕陶器売	〔商〕珠数商
	〔商〕鋸商	〔商〕鍋商	〔商〕獸皮商	〔商〕楮商	〔商〕紙袋商
	〔商〕印肉商	〔商〕提灯商	〔商〕石油商	〔商〕石油売	〔商〕附木商
	〔商〕菓売	〔商〕艾商	〔商〕艾売	〔商〕フシノ粉商	〔商〕小間物売
	〔商〕唐物商	〔商〕鼈甲商	〔商〕眼鏡商	〔商〕飼鳥商	〔商〕荒物商支配人
	〔商〕雜品売	〔商〕桑桐苗木商	〔達〕郵便取扱	〔達〕運輸会社役員	〔達〕送達会社役員
	〔達〕内外用達会社役員	〔達〕開通会社役員	〔達〕人力車主	〔達〕仲馬稼	〔達〕馬稼
	〔達〕馬丁	〔達〕渡船主	〔達〕河船乗	〔達〕銀行取締	〔達〕補融社役員及雇
	〔達〕質渡世支配人	〔公〕県庁准判任	〔公〕勸業課職工	〔公〕郡役所給仕	〔公〕郡役所小使
	〔公〕官林監守	〔公〕山守	〔公〕野守	〔公〕大蔵相属官	〔公〕駅通局属官
	〔公〕勸農局雇	〔公〕電信局雇	〔公〕宮内省出仕	〔公〕宮内省雇	〔公〕判事
	〔公〕司法省雇	〔公〕裁判所給仕	〔公〕囚人繩取	〔公〕陸軍少尉	〔公〕陸軍曹長
〔公〕海軍火夫	〔宗〕尼	〔宗〕尼弟子	〔宗〕寺雇	〔育〕師範学校小使	
〔育〕小学校教頭	〔育〕小学校准訓導	〔育〕小学校教員	〔育〕小学校事務掛	〔育〕小学校番人	
〔育〕裁縫教授	〔医〕西洋医内科	〔医〕漢医内科	〔医〕漢医外科	〔医〕漢医内外科	
〔医〕漢法眼医	〔医〕整骨	〔医〕獣医	〔医〕馬医	〔医〕按摩手引	
〔学〕測量師	〔学〕軍談師	〔学〕陶器画師	〔学〕彫刻師	〔芸〕相撲	
〔芸〕三味線弾	〔芸〕祭文読	〔芸〕替女稼	〔芸〕獅子舞	〔芸〕猿舞師	
〔芸〕神楽師	〔芸〕芝居茶屋	〔其他〕葉湯業	〔其他〕雇人	〔其他〕乳母	

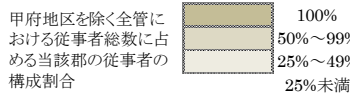
【付表3】 甲府を除く全管での従事者数8人以下の職種

8人	[食]水車主 [商]水菓子商	[家具]陶器製造 [商]太絲商	[他製]紙仕立職雇 [商]蚕種商	[他製]縄撚 [商]板商	[商]餅商 [商]艾商
7人	[農]漆採 [商]紙袋商	[装]皮工 [公]郡役所給仕	[織]生絲製造雇 [宗]尼弟子	[宗]寺雇 [他製]三桎製造主	[育]小学校准訓導 [商]酒商支配人
6人	[装]雪駄職 [商]紙袋商	[家具]竈師 [公]郡役所給仕	[織]篠巻振雇 [宗]尼弟子	[他製]三桎製造主 [他製]硯師	[商]酒商支配人 [商]蒟蒻商
5人	[装]木履職 [公]山守	[建]瓦製造雇 [公]囚人縄取	[金]諸農具鍛冶 [医]馬医	[他製]硯師 [其他]菓湯業	[商]蒟蒻商
4人	[装]蝙蝠傘張替 [他製]油絞雇 [達]運輸会社役員	[装]下駄歯入 [商]菓子売 [芸]芝居茶屋	[装]鼻緒造 [商]笊商	[家具]陶器焼接 [商]箆商	[織]製絲元 [商]飼鳥商
3人	[食]饅頭製造 [他製]油絞 [商]草履草鞋等 [商]鼈甲商 [医]西洋医内科	[建]左官弟子及雇 [他製]紙袋張 [商]獣皮商 [達]内外用達会社役員	[家具]箆造 [他製]団扇製造 [商]楮商 [達]質渡世支配人	[織]絲捻職 [他製]諸農具大工 [商]附木商 [公]大蔵相属官	[金]鎌鍛冶 [商]白酒商 [商]フシノ粉商 [育]小学校番人
2人	[農]育蚕社役員及雇 [食]屠牛業 [金]釘鍛冶弟子及雇 [商]甘酒売 [商]筵商 [公]陸軍少尉 [学]彫刻師	[農]馬飼雇 [家具]産織雇 [他製]龍吐水製造 [商]麩商 [達]馬丁 [育]小学校事務掛 [芸]警女稼	[食]白酒醸造 [織]真綿掛雇 [他製]鋏柄工 [商]揚物商及手伝 [達]補融社役員及雇 [育]裁縫教授 [芸]獅子舞	[食]醤油醸造 [織]綿繰雇 [他製]駕籠造 [商]生絲仲買 [公]勸業課職工 [医]漢医内科 [芸]猿舞師	[食]饅頭製造雇 [金]鋤鍛冶 [商]醤油商支配人 [商]篠巻商 [公]裁判所給仕 [医]漢医内外科
1人	[農]杣職日雇 [食]所天製造 [装]櫛挽 [家具]火鉢焼業 [金]錠鍛冶 [他製]石油製造雇 [他製]画摺 [他製]煙管附替 [商]汁粉商 [商]絹仲買 [商]真綿商 [商]西洋染粉商 [商]陶器売 [商]提灯商 [商]小間物売 [商]桑桐苗木商 [達]渡船主 [公]勸農局雇 [公]司法省雇 [医]漢医外科 [学]軍談師	[農]庭師日雇 [食]素麵製造 [装]下駄職雇 [家具]瓶焼業 [金]船具鍛冶 [他製]製紙元 [他製]水車大工 [他製]石鹼職 [商]椎茸商 [商]屑繭商 [商]繰綿商 [商]柿渋商 [商]珠数商 [商]石油商 [商]唐物商 [達]送達会社役員 [達]銀行取締 [公]電信局雇 [公]陸軍曹長 [医]整骨 [学]陶器画師	[農]運根堀 [食]葛製造 [建]瓦製造主 [織]木綿絲採雇 [金]研師 [他製]紙仕立職 [他製]挽物業 [商]穀商支配人 [商]素麵商 [商]木綿商 [商]綿種仲買 [商]笊売 [商]鋸商 [商]石油売 [商]眼鏡商 [達]開通会社役員 [公]県庁准判任 [公]宮内省出仕 [公]海軍火夫 [医]獣医 [芸]相撲	[食]葡萄酒醸造雇 [食]製茶主 [建]石灰焼主 [織]綿打主 [金]金鉱山主 [他製]紙漉簾職 [他製]藁仕事 [商]魚会社役員 [商]唐辛商 [商]木綿仲買 [商]藍葉商 [商]機具商 [商]鍋商 [商]菓売 [商]荒物商支配人 [達]人力車主 [公]官林監守 [公]宮内省雇 [育]師範学校小使 [医]按摩手引 [芸]三味線弾	[食]粉挽 [食]焼麩製造 [建]石灰焼雇 [金]斧鍛冶弟子 [金]製鋏所職工 [他製]罨紙摺 [他製]竹細工雇 [商]漬物商 [商]古綿商 [商]藍葉仲買 [商]度量衡商 [商]印肉商 [商]艾売 [商]雜品売 [達]仲馬稼 [公]駅逓局属官 [公]判事 [育]小学校教頭 [学]測量師 [芸]神楽師

【付表4】 非都市的業種従事者の郡別偏在状況

	西山梨郡 (除甲府)	東山梨郡	東八代郡	西八代郡	南巨摩郡	中巨摩郡	北巨摩郡	南都留郡	北都留郡	全管 (除甲府)	HHI
I 群											
[家具]産織	0	301	0	0	0	0	0	0	0	301	10000.0
[他製]楮皮剥	0	0	0	76	0	0	0	0	0	76	10000.0
[他製]珠教師	0	0	0	0	28	0	0	0	0	28	10000.0
[織]麻絲採	0	0	0	0	0	0	19	0	0	19	10000.0
[他製]箕造	0	0	0	9	0	0	0	0	0	9	10000.0
[他製]紙干屋	0	0	0	70	1	0	0	0	0	71	9722.3
[他製]艾造	1	0	0	42	0	0	0	0	0	43	9545.7
[他製]紙漉屋	0	0	0	75	2	0	0	0	0	77	9494.0
[織]綿繰	1	0	0	19	0	0	0	0	0	20	9050.0
[織]機織屋	0	2	1	1	0	1	1	25	261	292	8063.7
[他製]河船大工	0	0	0	1	8	0	0	0	0	9	8024.7
[他製]筋張	0	0	0	25	2	2	0	0	0	29	7526.8
II 群											
[農]養蚕屋	0	80	33	0	0	0	2	1	2	118	5384.9
[商]炭薪商	3	0	71	24	0	3	0	0	2	103	5315.3
[他製]紙干	0	0	0	146	232	0	0	0	0	378	5258.8
[農]薪採	12	1	0	23	0	0	0	0	1	37	4930.6
[他製]紙漉及手伝	0	0	0	45	109	1	10	1	3	169	4907.7
[達]河船乗	0	0	0	265	225	5	0	5	4	504	4760.2
[織]機織及手伝	25	173	22	82	85	199	33	4984	6056	11659	4531.7
[他製]筵織	5	5	6	45	81	0	1	0	0	143	4241.3
[食]水車業屋	2	0	2	12	0	3	0	0	1	20	4050.0
[他製]箆造	0	0	0	0	0	0	17	7	7	31	4027.1
[家具]箆造	0	6	0	0	0	0	3	9	0	18	3888.9
[織]真綿掛	0	18	7	0	0	0	0	3	4	32	3886.7
[他製]附木造	3	9	0	0	0	1	0	1	2	16	3750.0
[其他]雇人	1	0	0	10	8	0	3	0	0	22	3595.0
[宗]尼	0	4	0	2	3	0	0	0	0	9	3580.2
[織]生絲製造	0	1	0	22	14	3	5	1	0	46	3383.7
[農]養蚕主	0	3	1	0	4	0	0	0	1	9	3333.3
[農]養蚕及手伝	90	8238	6057	18	49	71	120	3054	1102	18799	3257.6
[家具]木地職	0	0	9	1	0	0	13	0	10	33	3223.1
III 群											
[食]銃猟	1	2	5	0	0	1	5	0	0	14	2857.1
[農]炭焼	1	1	23	16	3	26	2	0	0	72	2847.2
[建]板剥	0	0	2	0	1	8	0	4	7	22	2768.6
[達]郵便取扱	0	1	1	0	0	3	3	0	1	9	2592.6
[公]野守	1	1	9	12	1	10	3	0	0	37	2461.7
[農]寺地直農作主	23	12	137	69	100	13	0	18	17	389	2312.0
[宗]僧	10	67	9	25	58	215	154	39	20	597	2259.2
[家具]塗物師	0	3	0	1	2	0	5	1	2	14	2244.9
[育]小学校教員	0	0	24	12	13	20	35	0	2	106	2241.0
[装]草履及草鞋造	66	21	87	20	1	17	68	0	3	283	2208.7
[織]木綿絲採	36	30	135	316	139	227	55	1	0	939	2202.0
[公]郡役所小使	2	1	1	5	1	3	2	0	0	15	2000.0
[芸]祭文読	1	2	2	4	0	6	3	2	0	20	1850.0
[農]農作屋	51	127	586	396	2	199	192	86	420	2059	1838.0
[達]馬稼	1	11	15	10	0	7	1	22	17	84	1799.9
[農]下農作	1494	3677	2610	1098	1836	6728	3630	2180	806	24059	1571.9
[食]水車業及手伝	15	33	36	17	21	56	18	62	7	265	1522.7
[農]直下農作主	15	53	40	8	28	37	63	16	81	341	1516.8
[農]農作	5132	7373	7051	10507	14202	22102	22517	7166	4702	100752	1489.0
[農]直下農作	679	1738	1948	1675	2115	1978	3826	1458	1986	17403	1293.5
[公]村役所書役	3	9	14	11	12	4	12	11	6	82	1290.9
[商]牛馬商	8	7	15	5	11	14	12	19	18	109	1270.1
[農]直農作	561	2983	2552	2673	3055	1987	3098	3092	2169	22170	1221.0
[農]直農作主	144	310	450	412	292	314	447	249	487	3105	1215.6

〔表注〕 甲府地区を除く全管に於ける従事者数9人未満の職種を除く



日本統計研究所

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
76	首都圏南西翼地域における距離帯間・距離帯内移動について	2017.02
77	首都 60 キロ圏における移動ホットスポットの検出	2017.03
78	地域間移動における転出・転入移動圏とその特徴—首都 60 キロ圏を対象地域として—	2017.04
79	首都 60 キロ圏における 20 歳代移動者の移動圏について	2017.04
80	1880 年ドイツ帝国営業調査構想について—エンゲルの「建白書」を中心にして—	2017.04
81	転出入移動圏から見た地域人口移動の方向的特性について	2017.05
82	ビスマルク政権とプロイセン統計局 1862-82 年—エンゲルのプロイセン統計局退陣をめぐって—	2017.05
83	角度情報を用いた東京 40 キロ圏の子育期世代の移動分析	2017.06
84	移動選好度による居住移動圏の検出—住民基本台帳人口移動報告「参考表」(2012-16 年)による分析—	2017.10
85	九州・沖縄地方の域内移動から見た移動圏とその構造	2018.01
86	QGIS による西武国分寺線沿線の産業構造分析	2018.02
87	The Simulation Results of Expenditure Patterns of Virtual Marriage Households Consisting of Working Couples Synthesized by Statistical Matching Method	2018.03
88	ロジャーズ-ウィルキンス・モデルの東京都の人口への応用	2018.03
89	わが国の三大都市圏における移動圏とその構造	2018.04
90	居住地移動者数の将来動向に関する一考察—2016-20 年期～2046-50 年期の都道府県間比較—	2018.04
91	男女別移動率を用いた移動者数の都道府県別将来推計	2018.05
92	ぐるなびデータを用いた店舗数に関する考察	2018.09
93	表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について	2018.09
94	流入移動ポテンシャル指標による移動面での特異地域の検出—新潟市を事例とした小地域統計による分析—	2018.09
95	階層型ニューラルネットワークモデルによる特異地域の抽出	2019.02
96	甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析再論	2019.03

オケージョナル・ペーパー No.97

2019 年 3 月 10 日

発行所 法政大学日本統計研究所
〒194-0298 東京都町田市相原 4342
Tel 042-783-2325、2326
Fax 042-783-2332
jsri@adm.hosei.ac.jp
発行人 菅 幹雄